

ふくいの【教育旅行】の助成金

令和3年度の助成金です。
令和4年度以降の予定は、各団体へお問合せください。

令和3年4月現在

	市町名	助成金額	最大助成額	条件 (補助対象及び要件)	他の助成制度との併用	担当課名	連絡先
1	福井県観光連盟	体験メニュー相当額 (1,000円まで)	1人1泊あたり 1,000円	(1) 県内の宿泊施設に1泊以上 (2) 教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲載されている体験を実施 (3) 学校行事として行う「修学旅行」	他の公共的団体の助成との併用×	観光ネットワーク推進事業部	0776-23-3677
2	福井県観光連盟	1人あたり 15,000円～ 25,000円	1回あたり 3人	(1) 旅行会社および学校が、本県への新たな教育旅行のルートを検討・造成するために行う視察 (2) 県内の宿泊施設に1泊以上 (3) 福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲載されている観光素材を1つ以上視察の旅程に含める (4) 福井県への往復の交通機関は原則公共交通機関 ※社用車での移動は対象外 (5) 視察に要する交通費および宿泊費の合計が1人あたり20,000円を超える	○	観光ネットワーク推進事業部	0776-23-3677
3	福井県観光連盟	1人1泊あたり 10,000円	1人あたり 20,000円 1団体あたり 15人	(1) 福井県内の宿泊施設に1泊以上 (2) 県内の施設見学または体験を3つ以上実施(うち2つ以上は福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」掲載施設または体験) (3) 研修参加人数のうち3分の1以上は首都圏からの参加者	他の公共的団体の助成との併用×	観光ネットワーク推進事業部	0776-23-3677
4	あわら市	1人1泊あたり 1,000円	1団体あたり 30万円	(1) 高等学校の修学旅行の団体で県外の団体のみ対象 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上	他の地方公共団体の助成との併用×	観光振興課	0776-73-8029
5	福井市	1人1泊あたり 10,000円	1人あたり 10,000円 1校1学年につき 50万円	(1) 学校が行う教育旅行(下見旅行を含む)であること。 (2) 「一乗谷朝倉氏遺跡」または「養浩館庭園」を含む福井市内の観光地または施設を2箇所以上訪問すること。 (3) (2)に加え、福井市を含む指定エリア(※)の観光地または施設を1箇所以上訪問すること。 (4) 福井市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。 ※ふくい嶺北連携中枢都市圏市町(福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町)	他の補助金や助成金を受けている旅行でないこと。ただし、福井市を除くふくい嶺北連携中枢都市圏市町で定める教育旅行促進を目的とした補助制度を除く。	おもてなし観光推進課	0776-20-5346
6	越前町観光連盟	1人あたり 20,000円以内 団体 100,000円まで	1人あたり 20,000円以内 団体 100,000円まで	旅行会社および学校が、越前町内の観光素材や観光施設、宿泊施設などの視察に対する助成 (1) 対象となる団体 教育組織団体および全国の旅行業登録を受けている旅行会社 (2) 助成の条件 ①越前町内の連盟会員施設に1泊以上宿泊すること②観光施設見学および体験プログラムを1つ以上組み込むこと③教育組織団体もしくは旅行会社を申請者となること④他の補助金・委託金・助成金を受けていないこと	他の公共的団体の助成との併用×	(一社)越前町観光連盟	0778-37-1234
7	越前市	観光バスツアー助成制度(従来型)	「食事or体験+立ち寄り1か所」 1人あたり300円/人 「市内宿泊+立ち寄り1か所」 1人あたり800円/人	(1) 越前市以外からの観光バスツアーであること。 (2) 第3種旅行者以上の登録をしている事業者であること。 (3) 添乗員、乗務員等を除くツアーの参加者が15人以上であること。 (4) 観光バスツアー助成対象施設(以下、「対象施設」という)において、食事・体験・宿泊のいずれかひとつ以上を行い、かつ、別の対象施設に立ち寄りすること。 (5) ツアーの参加者が特定の政治又は宗教活動を目的とした団体でないこと。	○	(一社)越前市観光協会	0778-23-8900
8	越前市	最大40%OFF!! 越前市体験クーポンの発行	越前市内の体験施設で利用できる500円のクーポン券を300円で販売	当該体験クーポンが利用できる施設は、市が指定した対象施設のみ。	○	(一社)越前市観光協会	0778-23-8900
9	越前市	タクシー利用促進券の発行	市が指定した乗降可能場所(観光施設等)間を1回500円で移動可能なタクシー利用促進券を販売 また、タクシー利用促進券が4枚セットになった回数券を1,500円で販売	・当該企画の乗降可能場所は、市が指定した対象施設のみ。 ・当該企画が利用できるタクシー会社は、市が指定した市内事業者のみ。 ・利用可能時間8:00～19:00	○	(一社)越前市観光協会	0778-23-8900
10	南越前町	バス1台あたり 10,000円～ 20,000円	バス1台あたり 20,000円	(要件) 福井県外の地域を発着とし、要綱で指定する町内観光施設を2施設以上利用すること。 (補助対象) ・バス1台あたりの旅行者が15名以上25名未満の場合は1台あたり10,000円、25名以上の場合は1台あたり20,000円 ・訪日外国人旅行者はバス1台あたり10名以上とし、条件(要綱記載)を1つ満たすごとに、バス1台につき10,000円(最高20,000円)	南越前町または南越前町から補助を受けている団体からの助成との併用×	(一社)南越前町観光連盟	0778-47-3414
11	高浜町	20,000円/団体	最大20,000円/団体	高浜町内で宿泊する団体ツアー、合宿旅行等に対して交通費・施設利用料を助成 ※20人泊以上 ※高浜町合宿助成との併用は認めない。	他の公共的団体の助成との併用×	若狭高浜観光協会	0770-72-0338

ふくいの【合宿・ゼミ旅行】の助成金

令和3年度の助成金です。
令和4年度以降の予定は、各市町へお問合せください。

令和3年4月現在

市町名	助成金額 <1人1泊当り>	最大助成額 <1団体当り>	条件 (補助対象及び要件)	他の助成制度との 併用	担当課	連絡先
1 あわら市	1,000円	30万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上	他の地方公共団体の助成との併用×	観光振興課	0776-73-8029
2 坂井市	1,000円	30万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に10人以上が2連泊以上	坂井市または坂井市から補助を受けている団体からの助成との併用×	観光交流課	0776-50-3152
3 福井市	1,080円	16.2万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上	福井市または福井市から補助を受けている団体からの助成との併用×	おもてなし観光推進課	0776-20-5346
4 勝山市	1,000円	30万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上 (3) 4月8日から7月20日まで及び8月24日から翌年3月20日までの期間に行う合宿のうち、日曜日、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日の宿泊（祝前日を除く。）	他の地方公共団体の助成との併用×	商工観光・ふるさと創生課	0779-88-8117
5 大野市	1,000円	30万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に2連泊以上かつ20人泊以上	大野市または大野市から補助を受けている団体からの助成との併用×	観光交流課	0779-66-1111
6 鯖江市	① 1,500円 ② 1,000円 ③ 1,500円	① 20万円 ② 40万円 ③ 5万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) ①市内の宿泊施設に20人泊以上のフィールドワーク ②市内の宿泊施設に20人泊以上の部活合宿 ③市内の宿泊施設に2人以上のゼミ合宿	他の地方公共団体の助成との併用×	商工観光課	0778-53-2230
7 越前町	①県外団体 1,500円+200円 (交通費) ②県内団体 1,000円	30万円	(1) 町外の大学・高校・中学校・小学校・専門学校 (2) 町内の宿泊施設に20人泊以上	越前町または越前町から補助を受けている団体からの助成との併用×	商工観光課	0778-34-8720
8 越前市	1,000円	50万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上	○	観光交流推進課	0778-22-7434
9 池田町	500円	-	(1) 町外に在住する小学生以上 (2) 10人泊以上かつ5人以上	池田町または池田町から補助を受けている団体からの助成との併用×	農村政策課	0778-47-8210
10 南越前町	① 500円 ② 1,000円	20万円	(1) 県内外の高校、短期大学、大学 (2) ①（県外の合宿団体）町内の宿泊施設に10人泊以上20人泊未満 （県内の合宿団体）町内の宿泊施設に20人泊以上 ②（県外の合宿団体）町内の宿泊施設に20人泊以上	他の地方公共団体の助成との併用×	観光まちづくり課	0778-47-8002
11 敦賀市	① 1,000円 ② 1,500円	20万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) ①市内の宿泊施設に2連泊以上かつ20人泊以上の部活動合宿 ②市内の宿泊施設に20人泊以上のゼミ型合宿 (3) 1泊あたりの宿泊経費が3,000円を超えること	敦賀市または敦賀市から補助を受けている団体からの助成との併用×	観光交流課	0770-22-8128
12 美浜町	1,000円	①20万円 ②③10万円	(1) 町内の体育・文化施設を利用し、町内の宿泊施設に20人泊以上 (2) ①県外の高校、大学、専修学校 ②小学校、中学校 ③各校からの選抜選手による団体	他の地方公共団体の助成との併用×	観光戦略課	0770-32-6705
13 若狭町	1,000円	20万円	(1) 町外の高校、大学、専修学校 (2) 町内の宿泊施設に20人泊以上	若狭町または若狭町から補助を受けている団体からの助成との併用×	観光未来創造課	0770-45-9111
14 小浜市	1,000円	20万円	(1) 県外の高校、大学、専修学校 (2) 市内の宿泊施設に20人泊以上	小浜市または小浜市から補助を受けている団体からの助成との併用×	商工観光課	0770-64-6021
15 おおい町	1,500円	20万円	(1) 町外の高校、大学、専修学校 (2) 町内の宿泊施設に20人泊以上	おおい町またはおおい町から補助を受けている団体からの助成との併用×	商工観光課	0770-77-4056
16 高浜町	1,000円	10万円	(1) 町外の高校、大学、専修学校 (2) 町内の宿泊施設に20人泊以上	高浜町または高浜町から補助を受けている団体からの助成との併用×	若狭高浜観光協会	0770-72-0338